6日、オタワ市保健局は、オタワ市内の室内公共スペースにおけるマスクの着用義務付けについて7日午前12:01より実施する旨発表しました。これにより、マスクを着用していない場合施設内への入場が制限されることとなります。

この措置の例外については、以下の通りとされております。

- 〇2歳未満の子供、または5歳未満で年齢上または発達上本人が着用を拒否し、保護者の 説得に応じない場合。
- 〇呼吸困難、認知困難等マスクを安全に着用できない場合。
- 〇(障害等により)介助がない状態において、安全にマスクが使用できない者。
- 〇一般の立ち入りが認められてない屋内施設、物理的障壁の内部で働く者。

なお、本施策は屋内公共スペースにおけるマスク着用に対する教育手段として施行され、制定後、10日間の猶予期間を経た後、違反者に対しては警告が発せられることとされております。

(発表詳細)

https://www.ottawapublichealth.ca/en/public-health-topics/masks.aspx